

議案第29号

守口市消費生活センター条例の一部を改正する条例案

守口市消費生活センター条例の一部を改正する条例を、次のように  
制定する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市消費生活センター条例の一部を改正する条例

守口市消費生活センター条例（平成23年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第50号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「守口市京阪本通2丁目2番5号」を「守口市京阪本通2丁目5番5号」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 法第8条第2項各号に規定する事務に関すること。
- (2) 計量に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関し市長が必要と認めること。

第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（センターの組織等）

**第4条** センターに、センター長、消費生活相談員（法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員をいう。以下同じ。）その他必要な職員を置く。

2 消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。

3 センターは、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保につき、必要な措置を講ずるものとする。

（職員の研修の機会の確保）

**第5条** センターは、その事業に従事する職員の資質の向上のため、必要な研修の機会を確保するものとする。

（情報の漏えい等の防止）

**第6条** センターは、その事業の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。